

令和6年度（2024年度）

保育園等入園案内

甲賀市



甲賀市役所 こども政策部 保育幼稚園課

住所 〒528-8502 甲賀市水口町水口 6053 番地 甲賀市役所 2 階

TEL 0748-69-2180 HP <http://www.city.koka.lg.jp/2031.htm>

☆一斉申し込みの受付期間

受付期間: 令和5年10月2日(月)～10月13日(金)

(一斉申し込み用)

受付方法: オンライン申し込みのみ(右記QRから)



詳しくは次のページおよび別冊の「令和6年度

入園申し込みオンライン操作マニュアル」をご確認ください

※申し込みについては、本案内冊子をよく読み、必要書類等を事前に準備し申し込みください。また期間内に必要書類の提出がない場合、入力情報が入園調整に反映できない場合があります。

※インターネット環境がない、通訳が必要など、やむを得ない事情によりオンラインでの申し込みが難しい方は保育幼稚園課までご相談ください。

☆期間外申し込みの受付期間

(期間外申し込み用)

受付期間: 令和5年10月14日(土)以降随時

受付方法: オンライン申し込みのみ(右記QRから)

※令和6年度の入園調整については、一斉申し込み期間内に申し込みをされた方が優先となります。期間外に申し込みをされた方については、その後に随時入園調整いたします。



■ 注意事項

- ・ この冊子をよく読み、保育の必要性の認定基準(5ページ参照)をご理解のうえ、必要書類をそろえていただき、必ず一斉申し込み受付期間内にオンライン申し込みをしてください。
- ・ 毎年度、入園申し込みは必要です。現在在園中の方も、令和5年度待機中の方も、必ず申し込みをしてください。
- ・ 保育園等を利用するために「支給認定」を受ける必要があります。入園申し込みは支給認定の申請を兼ねています。
- ・ 年度途中(5月以降)の入園をご希望の場合や出産予定のお子さんの申し込みも一斉申し込み受付期間内に受付いたします。



オンライン申し込みの注意事項



オンライン申し込みをする前に

- 「令和6年度(2024年度)保育園等入園案内」をよく読んでください。
- 申し込みに必要な書類(就労証明書など)を事前に準備して、データ(PDF又はスマートフォンで撮影した画像データ可)を、申し込みの際に利用するデバイス(PC・スマートフォンなど)に保存してください。

保育が必要なことを証明する書類 ※6ページを再確認してください。

- 就労証明書 …………… 勤務先の証明
(自営業・内職・農業の方は、他に必要な資料も添付してください)
- 農業申立書 …………… 農業中心者の証明
- 診断書(発行日が1か月以内のもの)又は身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・介護認定証などの写し
- 介護・看護の状況表(申立書)及び介護・看護スケジュール表
- 母子手帳の写し (父母氏名と出産予定日のページの写し)
- 在学証明書 (学校で在学している期間などの証明)
- 求職活動の確約書



- オンライン申し込みでは個人番号(マイナンバー)を申請画面内で入力しますので、マイナンバーカードをご準備ください。マイナンバーカードをお持ちでない方もオンライン申し込みは可能ですが、個人番号を入力していただきますので、お手元に通知カードなど個人番号がわかるものをご準備ください。
- 個人番号の確認と本人確認書類が必要になりますので、本人確認書類をご準備ください。個人番号記入に伴う本人確認書類については 21 ページを確認ください。

オンライン申し込みについて

- 1世帯1回の申し込みで入園希望人数分の申し込みが可能です。申請画面内で入園希望児童の人数分を申し込みしてください。
- オンライン申し込みの詳細につきましては、別冊の「令和6年度入園申し込みオンライン操作マニュアル」をご確認ください。

オンライン申し込み後について

- オンライン申し込み後は、画像添付した「保育が必要なことを証明する書類」および「申し込みのお子様の健康状態等の書類」の原本を10月18日(水)までに在籍園もしくは、保育幼稚園課または各地域市民センター(旧支所である土山・甲賀大原・甲南第一・信楽)まで添付書類の提出をお願いします。

★この冊子は、お子様の入園決定後も大切に保管しておいてください。

問い合わせ先




甲賀市 こども政策部
 保育幼稚園課 管理係
 ☎0748-69-2180

(月～金曜日 8:30～17:15 ※土日祝を除く)

土山地域市民センター	☎0748-66-1101
甲賀大原地域市民センター	☎0748-88-4101
甲南第一地域市民センター	☎0748-86-4161
信楽地域市民センター	☎0748-82-1121

目 次



入園申込について

- ・保育園・認定こども園等一覧 ……………P. 1,2
- 1 令和6年度 保育園等入園の流れ …… P. 3
- 2 保育園・認定こども園(2・3号/長児部)とは P. 4
 -  入園対象児童の満年齢  ……P. 4
- 3 保育の必要性の認定基準 …………… P. 5
- 4 入園申込に必要な書類  …… P. 6,7
- 5 保育認定と保育必要量について …… P. 7
- 6 保育時間について …… P. 8,9
- 7 入園・支給認定の審査について …… P. 9
- 8 入園承諾・支給認定後の留意事項 …… P. 10
 - 令和6年度入園審査基準指数表 …… P. 11,12
- 9 年度途中の入園申込について …… P. 13
- 10 広域入所について …… P. 13
- 11 認定こども園について …… P. 13
- 12 地域型保育事業所について …… P. 13
- 13 休日保育について …… P. 13
- 14 公立園の土曜日保育について …… P. 14
- 15 アレルギー対応について …… P. 14
- 16 離乳時期の食事について …… P. 14
- 17 家庭保育のお願いについて …… P. 14
- 18 入園前の家庭教育について …… P. 14

利用者負担額について





- 19 利用者負担額(保育料等)について …… P. 15
- 20 利用者負担額(保育料等)の算定について P. 15
- 21 利用者負担額(保育料等)の納付 …… P. 16
- 22 利用者負担額(保育料等)の滞納 …… P. 16
- 23 子ども・子育て支援新制度
における法定代理受領について …… P. 16
- 24 利用者負担額(保育料等)の減免について P. 17
- 25 令和6年度利用者負担額基準額表 …… P. 18
- 26 給食費(3～5歳児のみ) …… P. 19

その他

-  小学校通学区域別保育園一覧 …… P. 20
-  入園申込等における個人番号(マイナンバー)
記入と本人確認書類提示のお願い…P. 21

保育園・認定こども園等一覧(令和6年4月～) 年齢は令和6年4月1日現在

保育園・認定こども園

	保育園等名	該当年齢	利用定員	所在地	電話番号	保育可能時間 (長時間保育・延長保育を含む)					運営主体
						7:30	8:30	11:30	16:30	18:30	
水口地域	あいみらい保育園	6か月～5歳	270	水口町鹿深3-39	69-6450	月～金	○	○			甲賀市
						土	※公立園の土曜日保育は下記参照				
	柏木保育園	6か月～5歳	160	水口町植440	62-2770	月～金	○	○			社会福祉法人 ひまわり会
						土	○	○			
	水口北保育園	6か月～5歳	180	水口町松尾1211	62-1085	月～金	○	○			学校法人 森島学園
						土	○	○			
	貴生川認定こども園(長時部)	6か月～5歳	255	水口町三大寺2100	62-8188	月～金	○	○			学校法人 近江聖書学園
					土	○	○				
認定こども園水口幼稚園(長時部)	6か月～5歳	49	水口町城東3-21	62-0329	月～金	○8時～	○17時まで			学校法人 近江聖書学園	
					土						
このつす園(長時部)	6か月～5歳	206	水口町秋葉45-1	63-5670	月～金	○	○			社会福祉法人 絆敬会	
					土	○	○				
伴谷くじらこども園(長時部)	6か月～5歳	234	水口町伴中山1015	65-2185	月～金	7時～	○	○		社会福祉法人 くじら	
					土	7時～	○	○			
土山地域	(仮)土山こども園	6か月～5歳		土山町南土山甲417	66-0165	月～金	○	○			甲賀市
						土	※公立園の土曜日保育は下記参照				
	大野保育園	2歳～5歳	68	土山町大野461-2	67-0144	月～金	○	○			甲賀市
						土	※公立園の土曜日保育は下記参照				
甲賀地域	甲賀西保育園	6か月～5歳	110	甲賀町滝838	88-2242	月～金	○	○			甲賀市
						土	※公立園の土曜日保育は下記参照				
	甲賀北保育園	2歳～5歳	50	甲賀町神保2104	88-3660	月～金	○	○			甲賀市
						土	※公立園の土曜日保育は下記参照				
(仮)大原こども園	2歳～5歳		甲賀町大久保952	88-3268	月～金	○	○			甲賀市	
					土	※公立園の土曜日保育は下記参照					
(仮)油日こども園	2歳～5歳		甲賀町上野1320	88-2369	月～金	○	○			甲賀市	
					土	※公立園の土曜日保育は下記参照					
甲南地域	甲南希望ヶ丘保育園	6か月～5歳	120	甲南町希望ヶ丘4-1	86-6350	月～金	○	○			甲賀市
						土	※公立園の土曜日保育は下記参照				
	甲南のぞみ保育園	6か月～5歳	160	甲南町稗谷2838	86-0878	月～金	○	○			社会福祉法人 甲南会
						土	○	○			
(仮)認定こども園甲南幼稚園(長時部)	6か月～5歳	190	甲南町野田604	86-8088	月～金	○	○			学校法人 森島学園	
					土	○	○				
(仮)レイモンド甲賀こども園	6か月～5歳	185	甲南町野尻1601-3	0736-79-7313 ※1	月～金	7時～	○	○		社会福祉法人 檸檬会	
					土	7時～	○	○			
信楽地域	(仮)信楽こども園	6か月～5歳		信楽町江田969	82-0427	月～金	○	○			甲賀市
						土	※公立園の土曜日保育は下記参照				
	雲井保育園	6か月～5歳	80	信楽町牧873	83-0414	月～金	○	○			甲賀市
						土	※公立園の土曜日保育は下記参照				
朝宮保育園	2歳～5歳	26	信楽町上朝宮611	84-0308	月～金	○	○			甲賀市	
					土	※公立園の土曜日保育は下記参照					
明照保育園	6か月～5歳	80	信楽町長野998	82-1053	月～金	○	○			社会福祉法人 おさなご会	
					土	○	○17時まで				

※公立園の土曜日保育について

公立園在籍児童で、就労等の理由で土曜日に保育が必要な場合、次の5つの公立園で土曜日保育をご利用いただけます。詳しくは、14ページをご参照ください。

公立園土曜日保育実施園:(仮)土山こども園、甲賀西保育園、甲南希望ヶ丘保育園、(仮)信楽こども園、雲井保育園

地域型保育事業所

	保育園等名	該当年齢	利用定員	所在地	電話番号	保育可能時間 (長時間保育・延長保育を含む)						運営主体	
						7:30	8:30	11:30	16:30	18:30	19:00		
水口地域	小規模保育園 ぱれっと園もとあやの	6 か月 ～2 歳 <small>(2歳児は 継続児優先)</small>	19	水口町本綾野 566-1 アルプラザ内	78-0804	月～金		○	○				株式会社 ジッセント・シップ
	小規模保育園 ちきゅう保育園	6 か月 ～2 歳	19	水口町水口 6084-1 西友水口店 2 階	78-0084	月～土		○	○				株式会社 グローブアカデミー
	小規模保育園 サンライズキッズ保育園 水口園	6 か月 ～2 歳	19	水口町東名坂 288-1	050-5807 -2381	月～土	7時～	○	○				株式会社 エクシオジャパン
	なないろ保育園	6 か月 ～2 歳	19	水口町的場75	60-5432	月～土		○	○				特定非営利活動法人天 翔会
	うちゅー保育園	6 か月 ～2 歳	19	水口町東名坂 287-2 ナカジマススポーツ 2 階	78-0039	月～土		○	○				株式会社 グローブアカデミー
	ぎんが保育園	6 か月 ～2 歳	19	水口町新城 5-5	78-0089	月～土		○	○				株式会社 グローブアカデミー
	家庭的保育室 水口幼稚園ひだまり	6 か月 ～2 歳 <small>(2歳から優先)</small>	5	水口町綾野 1-10	080-1515 -0329	月～金		8時から 16時まで					学校法人 近江聖書学園
	家庭的保育室 水口幼稚園にし	6 か月 ～2 歳 <small>(2歳から優先)</small>	5	水口町本綾野 3-23	080-2129 -0329	月～金		8時30分から 17時まで					学校法人 近江聖書学園
	家庭的保育室 ぼのぼのクラブ	1 歳 ～2 歳	5	水口町北内貴 77	63-1200	月～金		8時30分から 16時30分まで					(株)水ロススポーツセンター
	家庭的保育室 つぼみ	6 か月 ～2 歳 <small>(2歳は継続児のみ)</small>	5	水口町牛飼 953	62-7634	月～金 土		○	○	17時30分まで			池村 真希
甲南地域	小規模保育園 サンライズキッズ保育園 甲南園	6 か月 ～2 歳	19	甲南町新治 1500	050-5807 -2405	月～土	7時～	○	○			株式会社 エクシオジャパン	

○印は、「原則的な保育時間(8時間)」です。
この時間以外で延長保育の利用には別途料金がかかる場合があります。(8 ページ参照)

● 公立こども園の予定定員は、土山こども園は短時部と併せて 110 人、大原こども園は短時部と併せて 70 人、油日こども園は短時部と併せて 50 人、信楽こども園は短時部と併せて 80 人となります。

※1 令和6年4月開園予定のため、社会福祉法人樟椽会 の連絡先となります。

認可外保育施設 企業主導型保育所

	保育園等名	該当年齢	利用定員	所在地	電話番号	保育可能時間 (長時間保育・延長保育を含む)						運営主体
						7:30	8:30	11:30	16:30	18:30	19:00	
水口地域	Kids house chouchou	6 か月 ～2 歳	※	水口町水口 5687-7	070-1847- 8884	月～土		○	○			有限会社 イト
甲南地域	しきさい保育園	6 か月 ～2 歳	※	甲南町野尻 443-1	78-0120	月～土	7時～	○	○			株式会社 住まいの 四季彩工房

※認可外保育施設への申し込み等詳細は直接施設へお問い合わせください。

1 令和6年度 保育園等入園の流れ

令和5年10月2日～13日

入園申込・支給認定申請

・オンライン申し込み

申し込みに必要な添付書類については、10月18日(水)までに在籍している園、保育幼稚園課または各市民センターに提出してください。

・一斉申込受付期間を過ぎて申し込みされた方は、入園・支給認定の結果通知が1月以降になります。

令和5年11月～12月

入園調整期間

受入可能数を超えた保育園等について、入園調整をします。

令和5年12月下旬

入園の決定通知書と支給認定証の交付

・入園の決定通知書と支給認定証を同時に交付します。

・事前のお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

令和6年1月～2月

入園準備期間

・面接・健康診断など

・園により日程は異なります。



令和6年2月末まで

利用者負担額 口座振替の申し込み

・金融機関へ期限までにご提出ください。

・継続児は提出不要です。

令和6年3月末まで

利用者負担額 算定

・追加資料の提出が必要な方に入園決定後、別途通知します。

・詳しくは15ページをご覧ください。

令和6年4月上旬

利用者負担額 決定通知(4～8月分)

令和6年9月上旬

利用者負担額 決定通知(9～3月分)

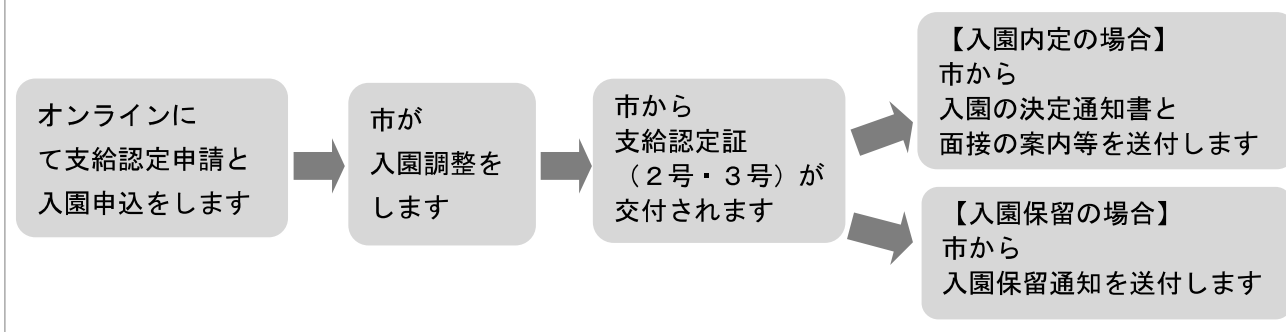
■ 年度途中(5月以降)の入園の場合

- ・一斉申込期間内に申し込みされた方には、12月下旬に内定通知または待機通知を発送する予定です。期間外に申し込みされた方には、1月以降に随時通知します。
- ・5月入園の方は、4月入園の方と同時に集団での健康診断や面接を予定しています。
- ・6月以降の入園の方は、前月までに入園意思の再確認の連絡をし、前月中に面接および健康診断をします。
- ・利用者負担額は、入園月上旬に通知します(15ページ参照)。



1 入園申込・支給認定の流れ

入園申込と併せて支給認定を申請します。在園の方も同様です。(7ページ参照)



2 保育園・認定こども園(2・3号/長時部)とは

保育園とは、保護者が働いていたり、病気などのために、家庭において十分保育することができない乳幼児を、保護者にかわって保育することを目的とした児童福祉施設です(児童福祉法第39条)。

したがって、保育園は家庭で保育のできない場合に入園するものです。「下の子の育児に手がかかるから」、「集団生活に慣れさせるため」、「こどもが保育園に慣れてきてやめさせるのはかわいそう」などの理由だけでは入園できません。

○保育園に入園できる児童は、5ページの「保育の必要性の認定基準」に該当する児童です。

○甲賀市内の保育園は、入園対象児童と保護者が甲賀市に住民登録をしていることが必要です。

転入予定の方も申し込みができますが、入園月の1日時点で児童、保護者ともに転入し、甲賀市の市民として住民登録している必要があります。



入園対象児童の満年齢



5歳児	平成30年(2018年)4月2日生まれ ~ 平成31年(2019年)4月1日生まれ
4歳児	平成31年(2019年)4月2日生まれ ~ 令和2年(2020年)4月1日生まれ
3歳児	令和2年(2020年)4月2日生まれ ~ 令和3年(2021年)4月1日生まれ
2歳児	令和3年(2021年)4月2日生まれ ~ 令和4年(2022年)4月1日生まれ
1歳児	令和4年(2022年)4月2日生まれ ~ 令和5年(2023年)4月1日生まれ
0歳児 (6か月以上児)	令和5年(2023年)4月2日生まれ ~ 令和6年(2024年)9月1日生まれ ※令和5年10月2日以降に出生または出生予定の児童も申込可能です

※ 施設ごとに入園できる児童の年齢が決まっています。詳しくは1, 2ページの保育園・認定こども園等一覧で確認してください。



3 保育の必要性の認定基準

児童の保護者が、次のいずれかの事由に該当するため、保育できないと認められる場合に、保育認定を受けることができます。※必要な書類は6ページの表をご覧ください。

保育の必要な事由	基準	入園期間(目安)
就労 	○月48時間以上仕事をするを常態とする ・居宅外で仕事をするを常態としている ・居宅内で児童と離れて 日常の家事以外の仕事 をするを常態としている (例: 自宅での自営業・農業・内職など)	【就労期間】 
妊娠・出産 	○妊娠中であるかまたは出産後間がない ※出産前8週の属する月の1日～出産後8週を経過した日の属する月末まで、家庭で保育できない場合 (例: 令和6年6月6日が予定日の場合 →入園可能な期間は、4/1～8/31の間です) ※多胎の場合は、産前14週から産後14週	【出産前後の期間】 
疾病・障がい 	○保護者が疾病もしくは負傷のため、または心身に障がいを有している	【医師の診断書、各種手帳等の期間】
介護等 	○親族が、長期にわたり疾病の状態にある、または心身に障がいを有し、児童の保護者が介護している	【証明書等の有効期限まで】
災害復旧等	○震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている	【復旧期間】
求職活動等	○求職活動または起業の準備を継続的に行っている	【入園後3か月まで】
就学	○就学している	【在学期間】
虐待やDVのおそれ	○児童虐待のおそれがある、または配偶者からの暴力により保育が困難と認められる	【必要と認められる期間】
育児休業	○育児休業をする場合で、これまで児童が保育園等を利用しており、継続して入園が必要と認められる	【育児休業の期間】
その他	○産後翌月から6か月以内などで保育の必要な事由として市が認める場合	【必要と認められる期間】

4 入園申し込みに必要な書類

○オンライン申し込み時に画像で添付した書類は、10月18日(水)までに在籍している園、もしくは保育幼稚園課または各地域市民センター(旧支所である土山・甲賀大原・甲南第一・信楽)に提出してください。



- ・ 保育の必要な事由を証明する書類 … 5 ページを確認の上、下表の書類等を提出してください。
- ・ 個人番号(マイナンバー)確認書類 … 21 ページをご覧ください。

保育の必要な事由	添付が必要な書類	☆がついているものは市の指定用紙があります
就労		
【会社員等】	■就労証明書☆ ※ 証明日のないものは無効です。 ※ 令和5年9月1日以降に発行されたもの。 ※ 2か所以上で就労している場合は合算します。 ※ 親族が経営者の場合、「健康保険証(本人加入で市町村国保以外であること)」、「源泉徴収票」等を添付してください。	
【自営業等】 【農業(中心者)】	① 自営(中心者)… ■就労証明書☆ および ■事業主である証明の写し等 [自営業主] A. 事業所得のある直近の「確定申告書の写し」 B. 「開業届」の写し ※上記のうち1点を添付してください。 ② 自営(協力者)… ■就労証明書☆ および ■事業主の確定申告書の写し等 [家族従業員等] A. 専従者として記載されている「確定申告書」 B. 「源泉徴収票」 C. 「給料明細2か月分」 ※上記のうち1点を添付してください。 ※上記書類が用意できない場合は 保育幼稚園課までお問い合わせください。 ※ 親族が事業主(証明者)の場合、原則、専従者として申告された事業主の「確定申告書の写し」の添付が必要です。	
【内職】	■就労証明書☆ および ■家内労働手帳等の写し (無い場合は、納品書や給与明細の写し)	
【農業(協力者)】	■農業申立書☆ および ■事業主の確定申告書の写し (専従者として記載されているもの) ※ 農業(協力者)の場合、原則、専従者として申告された事業主の「確定申告書の写し」の添付が必要です。 ※ 農業の場合、家内消費分のみ作物など収益を伴わないものは就労とみなしません。	
妊娠・出産、その他	■母子手帳の写し (父母名・出産予定日がわかるページ)	
疾病・障がい	■医師の診断書の写し または ■身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・その他各種認定証の写し ※ 診断書は発行日が1か月以内のもので、原則保育が必要な期間が明記されたものです。 ※ 有効期限までの利用契約決定となるため、期限内に更新し、新しい診断書を提出してください。	
介護等	■介護・看護の状況表(申立書)☆ および ■介護・看護スケジュール☆ ■医師の診断書の写し または ■身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・介護認定証の写し ※ 有効期限までの利用契約決定となるため、期限内に更新し、新しいものを提出してください。	
災害復旧等	■罹災証明等 ※ 必要に応じてお問い合わせください。	
求職活動等	■確約書☆ ※ 就労先が決定したら就労証明書を提出してください。 ※ 保育士または幼稚園教諭として市内の保育園等で就労を希望される場合は、申立書も合わせて提出してください。	
就学	■在学証明書 または ■学生証の写し(両面)☆ ※ 期間がわかるものがが必要です。	
育児休業	■就労証明書☆ ※ 復帰日が確認できること。	

※ 申込児童が生まれていない場合、母子手帳の写しを添付してください。

添付書類についての注意事項

- 事業主の都合等で「就労証明書」等の資料提出が間に合わない方…
受付期間内に一旦、「確約書(ピンク色の用紙:B)」で、提出予定日等を記入の上、入園申込・支給認定申請をしてください。ただし、10月18日(水)までに「就労証明書」等の提出がない場合、入園審査基準には反映できません。なお、11月2日(木)までに提出がない場合は支給認定却下・入園保留となります。
- 前ページの書類以外にも、状況確認等のため追加で書類を提出いただく場合があります。
- 虚偽の内容または事実と相違がある申し込みをされた場合は、入園申込が無効となることがあります。
- 入園時に就労をしていない場合は、「確約書」を提出していただき、「就労証明書」等を提出されるまで、入園から3か月のみの支給認定・入園承諾となります。

5 保育認定と保育必要量について

保育園等に入園するためには、市の「認定」を受けることが必要になります(支給認定)。

保育園、認定こども園(長時部)等については、審査で保育が必要と市が認めた場合、満3歳以上は「2号認定」、満3歳未満は「3号認定」となります。

さらに、保育が必要な時間によって「保育標準時間」または「保育短時間」のどちらかで認定します。

これによって保育園等の基本的な利用時間や利用者負担額等が異なりますので、下表と次ページをよく確認していただき申し込みください。なお、保育園等入園申込が認定の申請を兼ねています。

保育の必要な事由	保育必要量	
	保育標準時間	保育短時間
就労	就労時間や通勤時間の関係で、 保育を必要とする時間が 通常保育時間※を越える場合 (通常保育時間※・・・8:30～16:30)	就労時間が短い場合や祖父母等の送迎が 可能など、保育を必要とする時間が 通常保育時間※を越えない場合 (通常保育時間※・・・8:30～16:30)
内職	×	○
妊娠・出産	○	状況によって希望できる
産後6か月	×	○
疾病・障がい	状況による	状況によって希望できる
介護等	状況による	状況によって希望できる
災害復旧等	○	状況によって希望できる
求職活動等	×	○
就学	状況による	状況によって希望できる
虐待やDVのおそれ	○	状況によって希望できる
育児休業	×	○
その他	状況による	状況による



- ・「保育の必要な事由」や状況が変わる場合、「保育必要量」の変更を行いますので、**必ず変更したい月の前月20日までに、「保育の必要な事由」を証明する書類と支給認定変更申請書を提出してください。**提出が遅れますと、ご希望月からの変更ができなくなりますので、ご注意ください。
- ・なお、認定は1か月単位で行い、月の途中からの変更や前月にさかのぼっての変更はできません。
- ・育休期間中は「保育短時間認定」となり、復帰月からは就労時間等により「保育標準時間認定」または「保育短時間認定」となります。

6 保育時間について

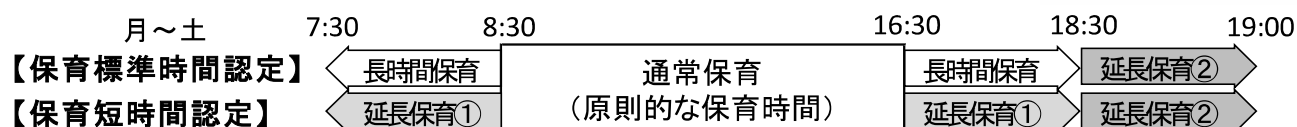
保育利用可能時間については、市内の保育園等一覧(1, 2ページ参照)のとおりです。(園によって時間が異なりますのでご注意ください)

認定された保育必要量(保育標準時間・保育短時間)によって、利用できる時間や形態が異なります。下の図・表をご確認ください。

「長時間保育」・「延長保育」の利用については、定められた時間の範囲内で対応します。入園申込・面接時に希望の保育園にご相談ください。なお、各保育園での申請手続きが必要になります。申請は入園決定後の面接時以降です。前年度から継続して入園している児童についても、毎年度、申請手続きは必要です。

保育必要量と利用時間

(公立園の場合。私立園については別冊「保育園等案内・マップ」を参照いただくか、各園に直接お問い合わせください。)



利用時間とその内容

(公立園の場合。私立園については別冊「保育園等案内・マップ」を参照いただくか、各園に直接お問い合わせください。)

	内容	別途徴収
通常保育 (原則的な保育時間)	認定区分にかかわらず、ご利用いただけます。 実際の保育時間については保護者の就労状況等により施設と相談のうえ、決定します。標準時間認定の11時間、短時間認定の8時間は上限の時間であり、就労等の状況によって早い時間のお迎えとなることがあります。	なし
長時間保育 (7:30～8:30 16:30～18:30)	保育標準時間認定の方が、通常保育時間に送迎できない場合に、就労時間や通勤時間等で必要な時間に限り利用するもの。 ※ 最大11時間までは、延長保育料の別途徴収はありません。	なし 申請必要
延長保育① (7:30～8:30 16:30～18:30)	保育短時間認定の方が、長時間保育と同じ時間帯を利用するもの。 ※ 延長保育料(1時間150円)を別途徴収いたします。 徴収は各保育園等が行います。 ※ 1分でも超えると1時間扱いとなりますのでご注意ください。 ※ 延長保育料の計算は、8時30分までの時間と16時30分からの時間で分けて行います。 (例:8時～18時まで利用の場合…150円×3時間扱い=450円)	あり 申請必要
延長保育② (18:30～19:00)	認定区分にかかわらず18時30分から19時00分まで利用するもの。 ※ 実施している園のみ(1, 2ページ参照) ※ 延長保育料(1回200円)を別途徴収いたします。 徴収は各保育園等が行います。	あり 申請必要

※延長保育料は無償化の対象外です。

◆公立園の場合、利用者負担額がA階層またはB1階層(B2階層のうち、ひとり親・障がいのある方がおられる世帯に対する減免が適用されている方)は、申請により延長保育料が免除になる場合があります。該当する方は、「延長保育料免除申請書」を保育園等に提出してください。初回利用日を除き、さかのぼっての延長保育料の免除はできません。

■ ステップ保育のお願い

新規に入園する児童については、集団生活への適応等を目的として、いわゆる「ステップ(ならし)保育」を実施しています。

年齢やこれまでの保育園経験等により異なりますが、入園した日から一定期間は、通常の保育時間よりも短い時間に限定して「ステップ(ならし)保育」をすることになりますので、お迎えの時間を早めていただく等のご協力をお願いいたします。

詳しくは、入園希望の保育園等へお問い合わせください。



7 入園・支給認定の審査について

令和6年4月1日時点における家庭で保育できない状況を審査し、入園決定・支給認定をします。本市では公正な審査を行うために、入園審査基準指数をもとにした点数制で、点数の高い児童から順番に入園決定します。ただし、保育の必要性の認定基準を満たし、期間内(入園申込受付期間)に申し込みをされた方で、希望園の受け入れ人数に余裕がある場合は、点数にかかわらず入園調整いたします。《令和6年度入園審査基準指数表(11, 12ページ参照)》

入園申込受付期間内に申し込みされた方で、保育の必要な事由や状況等に変更が生じた場合、その都度届け出てください。10月13日(金)までに追加で提出されたものに限り、入園審査基準に反映します。ただし、その後退職した等、保育の必要な事由がなくなった場合は再度審査をします。

審査後、入園が決定しますと入園の決定通知書、支給認定証、健康診断及び面接等の日程通知を発送します。申込後の流れについては3ページをご覧ください。

■ 特にご注意いただく点

- 入園申込・認定申請書に添付された資料で審査を行います。添付漏れがある場合は審査しません。
- 審査の結果、保育が必要でないと判断した場合は入園保留とし、支給認定はいたしません。
- 定員を超える申し込みがあった場合、審査において指数表の点数の低い児童については、ご希望の保育園等に入園できない場合があります。また、同点の場合は優先度の高い方から順番に入園調整・決定を行います。
- 審査の結果、第1希望園は入れないが、第2希望園～第5希望園に入れる場合は、入所できる園の「利用契約決定通知書」を送付しますので必ず通園できる園を入力してください。
- 入園申込書の「入園希望保育園」の欄で、第2～第5希望園がどうしてもない場合は、「なし」と入力してください。ただし、必ず第1希望の保育園に入れるとは限りません。
「なし」と入力された場合で、第1希望の園に入れなかった場合は、他の園で調整はせず、「入所保留」とします。
- 審査の段階で申込内容に虚偽があることが判明した場合は、入園を承諾しません。また、入園決定後に虚偽が判明した場合は、入園の決定を取り消します。
- 令和5年度より、0～2歳児の「育児休業」による保育必要事由は認められません。ただし、在園中で、かつ年度内に仕事復帰を就労証明書で確認できる場合に限り、継続利用を可とします。



児童の保育において、健康診断やその他必要な情報を、保健センター又は医療機関等から収集することがあります。その結果、医療行為等が必要な場合は事前に就園相談をし、入園調整をさせていただきます。



8 入園決定・支給認定後の留意事項

入園が決定された方は、次のことについてあらかじめご了承ください。

また、該当する場合は直ちに保育幼稚園課、入園決定(内定)園、各地域市民センター(旧支所である土山・甲賀大原・甲南第一・信楽)のいずれかにご相談もしくは届出をしてください。

※変更届等の保護者名は、申込時に記入いただいた代表保護者名で記入してください。



1 入園を辞退される場合

入園月の前月まで(できるだけ早く)に「入園申込取下書」を提出してください。入園申込取下書を提出しなければ、入園対象となり利用者負担額がかかります。

2 家族の状況等が変更になった場合

入園申込書に入力した内容や添付書類が変わるときは、変更内容によっては手続きが必要となります。保育幼稚園課又は園にご確認ください。

3 就労で入園の決定を受けているが、退職した場合

退職後、仕事先を探されている場合は「確約書」を提出してください。すぐに新しい仕事に就くときは「就労証明書」を提出してください。ただし、月48時間以上の就労を確認できないなど保育の必要な事由に該当しなくなった場合は、入園の決定と支給認定を取り消します。

4 就労予定や就学等により期間限定で入園が決定している方や、転職等で就労形態が変わった場合

「就労証明書」等を提出していただき、入園期間延長の再審査を行います。就労の事由の方で、その時点で勤務実態が確認できない場合、後日、勤務実態が確認できる書類を提出してください。ただし、月48時間以上の就労を確認できないなど「保育の必要な事由」に該当しなくなった場合は、入園決定・支給認定を取り消します。

5 有効期限のある添付書類を提出されている場合

診断書、介護認定証や受給者証など有効期限の記載されている書類を提出されている場合、当初の入園の決定や支給認定では、その期限までの期間となります。そのため、引き続き保育が必要となる場合は、更新後の各認定証等の写しを提出してください。

6 就労で入園の決定を受けているが、妊娠が確認された場合

「母子手帳(父母氏名のページと分娩予定日のページ)の写し」を提出してください。産前産後休暇や育児休業を取得される場合は「就労証明書」に記入欄がありますので、再度勤務先で証明を受けてください。出産後退職される場合は、ご連絡ください。

7 育児休業中・復帰後に入園する場合

3・4・5歳児は、保育の必要性が認められれば、継続して年度当初からの入園が可能です。
2歳児以下は、育休復帰の前月(復帰日が16日以降の場合はその当月)からの入園が可能です。

8 入園後、事情により退園する場合

退園する月の末日までに「退園届」を提出してください。電話や口頭だけでは退園できません。退園する月の末日までに手続きをしてください。

市外へ住所を変更された場合(転出)

保護者及び入園児童が市外へ住所を変更された場合は退園となりますので、転出日の月末までに「退園届」を提出してください。

★ 入園してから家庭等で保育できる状態になった場合(5ページの保育の必要性の認定基準に該当しなくなった場合は退園していただきます。

★ 利用契約期間終了後、保育の必要な事由に該当しなくなった場合は、退園していただきます。

令和6年度入園審査基準指数表(基本点数表)

区分	保護者(父母等)の状況		指数		入園の期間	提出書類
			父	母		
就労 (自営業・農業含む)	(1)	月20日以上かつ1日7時間以上の就労を常態	10	10	令和6年度内で保護者が希望する期間	提出書類につきましては、6ページをご確認ください。
	(2)	月20日以上かつ1日5時間以上7時間未満の就労を常態	9	9		
	(3)	月16日以上かつ1日7時間以上の就労を常態	8	8		
	(4)	月16日以上かつ1日4時間以上7時間未満の就労を常態	7	7		
	(5)	上記以外で月48時間以上の就労を常態	5	5		
内職	(6)	月48時間以上の就労	3	3	左の期間内	
妊娠・出産	(7)	出産予定日の前8週から、産後8週の属する月の月末まで	/	10		
産後6か月以内	(8)	出産翌月から6か月以内(ただし、妊娠・出産の期間を除く)	/	5	令和6年度内で保育が必要な期間又は令和6年度内で手帳のある期間	
保護者の疾病	(9)	入院中・自宅療養で常時臥床(寝たきり)	10	10		
	(10)	精神性疾病	10	10		
	(11)	上記以外で、育児が困難な状態	8	8		
保護者の障がい	(12)	身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2・B1	10	10	令和6年度内で全治までの期間又は令和6年度内で介護認定等の有効期間	
	(13)	身体障害者手帳3級、療育手帳B2	8	8		
	(14)	身体障害者手帳4級	5	5		
親族の介護・看護(在宅)	(15)	重度心身障害者・介護保険要介護者の介護を常態(要介護3~5)	10	10	令和6年度内で災害復旧が完了するまでの間	
親族の介護・看護(入院)	(16)	常時付添いが必要な場合 ※ただし、配偶者・子に限る	8	8		
親族の介護・看護(その他)	(17)	上記以外で、入院・入所・介護のため	5	5		
災害復旧	(18)	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧に当たっているため ※ただし、ボランティア活動は含みません。	10	10	3か月	
求職活動	(19)	求職活動又は起業の準備を継続的に行っている	2	2		
	(20)	求職活動又は起業の準備を継続的に行っているひとり親家庭	10	10		
就学	(21)	学校や就職訓練施設等に通っている(月48時間以上)	3	3	在籍期間	
育休	(22)	※ただし、年度内に復帰の場合は、就労と同じ指数です。	2	2	/	

※ オンライン申し込みで申請する際は、該当する区分全てに印をしてください。指数の高いもので審査します。

※ オンライン申し込みで申請する際は、該当する区分全ての提出書類を用意してください。詳しくは6ページをご覧ください。

『育児休業を取得される(取得中)方について』

オンライン申し込みの申請で、入園希望保育園等に入園できなかった際の意向を確認する項目があります。育児休業中の方は、「育児休業を取得中(予定)の方は」の欄に必ず✓印を入れてください。

(1)(2)に✓印…提出された書類から算出した利用調整指数に基づいた利用調整を行います。

※原則、入園決定後は、育児休業からの復帰が条件となります。

(3)に✓印…就労状況等にかかわらず入園基準指数からマイナス30点します。よって、入園の可能性が下がります。

※ただし、申し込み状況等により、入園できる場合があります。

令和6年度入園審査基準指数表(調整点数表)

条件			指数	
父母の状況	ひとり親	母子・父子家庭で祖父母と	(1)別居している場合 (2)同居している場合	14 13
		父または母が海外赴任・県外単身赴任をしている場合または赴任の予定		2
	生活保護受給世帯	生活保護受給世帯の場合		1
	兄弟姉妹の状況	兄弟姉妹が同時に	(1)2人申し込みされた場合	3
(2)3人以上申し込みされた場合			4	
継続児 (転園希望・内定児含む)	令和5年10月1日現在、市内保育園等に在園(内定)している児童 (企業主導型保育所を含む)		4	
	令和5年10月1日現在、施設等利用給付認定を受けている児童		4	
特別支援を要する児童	新規・転園・継続児にかかわらず、手帳を有する児童 (身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)		4	
	医療的ケア児(日常生活において、医療的なケアの必要がある児童)		10	
就学前の配慮	就学に配慮するため、3・4・5歳児で、第一希望である保育園等が小学校区内である場合		5	
幼稚園教諭・保育士等	保護者が市内幼稚園・保育園に幼稚園教諭・保育教諭・保育士として勤務する場合(企業主導型含む)	月20日以上就労かつ1日の勤務時間が5時間以上	12	
		月16日以上就労かつ1日の勤務時間が4時間以上	8	
		その他	4	
希望する保育園等に入園できない場合は、1年を通して育児休業の延長が許容できるため、利用調整の順位が下がっても良い※			-30	
その他	その他、緊急性が高いと認められる場合		10	

※就労状況等にかかわらず入園調整指数からマイナス30点されますので入園決定の可能性が下がります。ただし、申し込み状況により入園決定する場合があります。

指数表について・注意事項

・**基本点数表**について、「父母の状況」の点数は父母で20点満点とし、複数項目に該当する場合は、高い方の点数とします。ただし、就労の欄内のみ日数・時間を合算します。さらに、上記の調整点数については、該当する項目があればすべて加減算します。

・**就労が事由の場合**、就労に見合う収入があることを原則とします。就労証明書を提出する時点で、働いておらず収入の記載がない場合、後日、収入の記載のある「就労証明書」を提出してください。

・**指数表の項目以外の事由について審査する必要がある場合**、別途審査するものとします。

・**市外居住の方の入園(管内広域入所)**については、市内居住者の選考後、希望する保育園の定員に余裕のある場合のみ入園可能とし、別途広域入所の必要性を検討します。市内居住の方の市外保育園への入園(管外広域入所)は、次ページをご覧ください。

・**認定される「保育必要量」**は、保護者の事由や状況により異なります。保護者どちらかの事由が「保育短時間」の対象の場合は「保育短時間」の認定です。(詳しくは7, 8ページをご覧ください)

・**継続児**とは、市内の保育園に令和5年10月1日現在在園(内定)している児童(待機の方は含みません)

同点の場合の優先度 ※入園審査で同点となった場合は、優先度の高い方から調整します。

優先順位	優先度の項目
1	特別な支援を要する家庭(※1)、ひとり親家庭(※2)である場合
2	第一希望の保育園である
3	前年度入園していた継続児
4	兄弟姉妹が同時に入園する場合(※3)
5	入園希望月が早い児童
6	就労日数・就労時間などの保育できない時間数が多い

※1 特別な支援を要する家庭とは、児童虐待防止の観点から、保育の実施が特に必要であると考えられる児童のいる家庭のことをいう。

※2 ひとり親家庭とは、母子家庭、父子家庭、両親のいずれかが行方不明・拘禁・離婚調停裁判中である場合をいう。

※3 兄弟姉妹同時入園として審査する施設は、子ども・子育て支援新制度を実施している保育園及び認定こども園等とする。

9 年度途中の入園申込について

令和6年4月以降に、保育が必要になり、急遽申し込みされる方は、年度途中でも入園審査をします。入園申込を各月月末までに受付けた分について、翌々月以降の入園調整をします。入園が内定しましたら、入園の前月までに健康診断や面接のご案内をします。

ただし、一斉申込期間内に申し込まれた方で園の定員を満たす場合は、入園できません。

10 広域入所について

広域入所とは、市内に住所があり、保育の必要な事由がある場合で、保護者の勤務の都合等で他の市町村の保育園等へ入園することです。入園の決定については、要件を審査し相手先市町村との協議の上、結果をお知らせします。保護者から直接保育園等へ入園申込はできません。また、市内で入園可能な保育園等がある場合は、広域入所はできません。

なお、広域入所は現在通園されている方でも、相手先市町村の事情により入園できないことがあります。

広域入所を申し込まれた場合の決定時期は、相手方市町村の承諾書(不承諾書)の送付後になりますので、市内保育園等よりも決定が遅くなるのが一般的です(2~3月頃)。

ご希望の方は、保育幼稚園課まで相談してください。

11 認定こども園について

認定こども園では、幼稚園児(短時部、幼稚部、1号認定)と保育園児(長時部、2・3号認定)が、同じ保育室で同じ教育・保育を行います。また、子育てに関わる相談や親子の集いの場を提供し、地域における子育て支援が行われています。保育の必要な事由がある場合は保育園、認定こども園(長時部、2・3号認定)または地域型保育事業所へ、保育の必要な事由がない場合は認定こども園(短時部、幼稚部、1号認定)への入園申込をしてください(詳しくは5ページの保育の必要性の認定基準をご覧ください)。

12 地域型保育事業所(小規模保育事業所、家庭的保育事業所)について

地域型保育事業所は少人数の0~2歳児を保育する事業所で、市内では小規模保育事業所と家庭的保育事業所があります。(2ページ参照)

小規模保育事業所は定員6~19人までの規模、家庭的保育事業所は少人数(定員5人以下)の保育施設です。

13 休日保育について

市内保育園等に入園している児童(2・3号認定)で、保護者が休日(日曜日及び国民の祝日)に仕事等で保育できない場合のために、市内の下記施設で「休日保育」を行っています。利用される方は、**前月20日までに**事前の登録と、利用申請が必要です。また、休日保育を利用される場合は、その代替に平日に通園されている保育園等を休んでいただきます。詳細については、保育幼稚園課までお問い合わせください。

■実施施設:あいまらい保育園

※通常時、他の保育園等に通っておられる場合は、休日保育利用日のみ実施施設へ登園していただきます。

14 公立園の土曜日保育について

市内の公立園に入園している児童(2・3号認定)で、保護者が土曜日に就労等の理由で保育ができない場合、市内の土曜保育実施園(下記記載)にて土曜日保育を利用いただけます。実施園以外の園に入園される方は実施園の中から希望される園を選択いただき土曜日保育を利用いただけます。

土曜保育実施園	開園時間
(仮)土山こども園	7:30～19:00
甲賀西保育園	7:30～19:00
甲南希望ヶ丘保育園	7:30～18:30
(仮)信楽こども園	7:30～19:00
雲井保育園	7:30～18:30

「土曜日保育利用園」については入園決定後に各園で聞き取りします。

※料金については、8 ページのとおり

15 アレルギー対応について

公立園では、利用契約決定通知書等を送付する際に「アレルギー疾患調査票」を同封します。その上で、アレルギー対応が必要なお子様については、健康や安全のため、お子様のかかりつけ医が記入された「アレルギー疾患生活管理指導表」等をもとに保護者と面談の上、保育園等での取り組みについて協議します。私立園については各園にお問い合わせください。



アレルギー対応が必要なお子様は、「申し込みのお子様の健康状態等」の「①アレルギー疾患はありますか」の欄へ、「あり」に をつけ、アレルギー名等を入力してください。入力がないと、アレルギー対応の協議ができませんので、必ず入力をお願いします。

16 離乳時期の食事について

公立園では、離乳時期(6か月～おおむね1歳6か月)のお子様の食事(給食・おやつ)は、ご家庭で何度か食べたことがある食材を使って提供します(保育園等で初めて食べた食材で、体調不良やアレルギー症状等を起こさないように配慮しています)。

公立園に入園内定後にお送りする、「0歳児・1歳児入園の保護者様へお願い」を必ずご確認ください。入園後、お子様がスムーズに園生活に慣れ、楽しく過ごしながら生活リズムを整えていけるように、ご理解、ご協力をお願いします。私立園については各園にお問い合わせください。

17 家庭保育のお願いについて

年末年始以外の、土曜日や夏季盆休みなど、保護者の保育が可能な場合には、家庭での保育にご協力くださいますようお願いいたします。

18 入園前の家庭教育について

入園前にあわてたりしないよう、お子さんと向き合って、「一緒に〇〇しようね」「ゆっくりでいいよ」などと声をかけてあげることが大切です。入園前に生活リズムを整えたり、日ごろからお子さんのことをよく観察したり、子どもの視点に立って考えることで、親子の不安が取り除かれます。

また、心配なことがありましたら入園前の面接時にお伝えください。入園までの期間を、ご家庭で大切に過ごしてください。

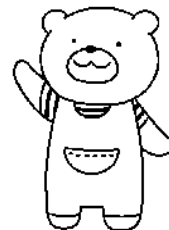


19 利用者負担額(保育料等)について

保育に必要な費用は、国、県および市の負担金ならびに保護者の負担する利用者負担額によって賄われています。

利用者負担額は、家計に与える影響を考慮し、所得や児童の年齢に応じて定める額を負担していただくことになります。

公立施設・私立施設(認可)ともに、算定基準及び利用者負担額は同じです。

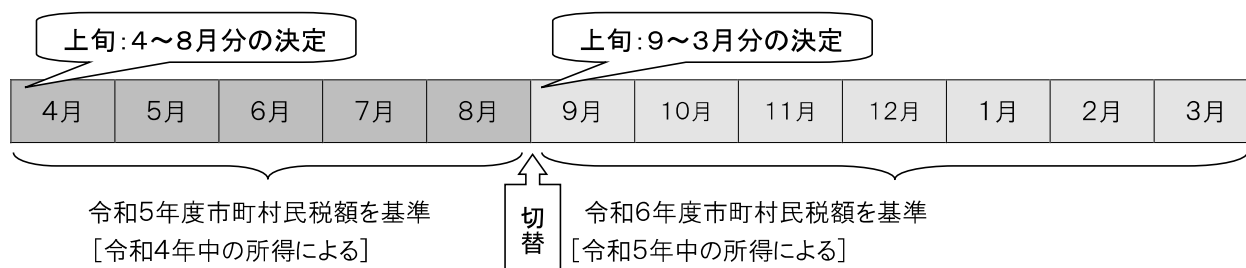


20 利用者負担額(保育料等)の算定について

原則として父母の市町村民税額を基準に、市が定める「利用者負担額基準額表(保育の利用)(18ページ参照)」に照らして、階層区分を認定します。

ただし、父母以外に家計の主宰者(主に生計を維持する者)がいる場合、主宰者を含めて算定します。

令和5年1月1日または令和6年1月1日時点での住所地の課税情報を参照します。



※ 利用者負担額の算定における市町村民税額は原則として、所得割を指します。ただし、調整控除を除く税額控除を適用する前の金額です。

※ 所得の修正による税額変更や、結婚・離婚などで保護者が変更となった場合は、利用者負担額が変わることがありますので、必ず保育幼稚園課まで連絡してください。

※ 令和4年1月1日以降、海外赴任をされていた方、及び現在海外赴任中の方は、別途提出いただきたい資料がありますので、保育幼稚園課まで連絡してください。

※ 世帯の状況により、年度途中で追加で資料の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

※ 資料提出がない場合や、税申告されていない方など課税状況が判明しない場合は、利用者負担額(保育料等)を最高額で決定する場合があります。

21 利用者負担額(保育料等)の納付

① 保育園の場合

原則として、利用者負担額(保育料等)の納付は各種公金と同様に「口座振替(自動振込)」としています。入園決定後に手続きしていただき、その口座から、**毎月末日**(土、日、祝日の場合は、その翌営業日)に振り替えます(手続きについては、後日お知らせします)。

【口座振替可能な機関】

- ・滋賀銀行 ・関西みらい銀行 ・甲賀農業協同組合 ・滋賀県信用組合
- ・滋賀県民信用組合 ・湖東信用金庫 ・近畿労働金庫 ・グリーン近江農業協同組合
- ・京都銀行 ・ゆうちょ銀行(郵便局)

② 私立認定こども園・地域型保育事業所の場合

利用者負担額(保育料等)は利用する施設に直接納入していただきます。納入方法等は、利用する施設に確認してください。

※ 請求は、入園申込書に記入いただいた代表保護者宛てに行いますが、納付義務は保護者等の扶養義務者にあります。

なお、**出欠に関わらず、その月に保育園等に在籍していれば、1か月の利用者負担額(保育料等)がかかります。**



22 利用者負担額(保育料等)の滞納

利用者負担額を滞納された場合、**滞納処分(差押え等)**をする場合があります。

また、**利用者負担額を3か月以上滞納した場合は、退園していただくことがあります。**

※ 滞納されている方には、事前の予告なく、園(送迎時)やご自宅を訪問することがあります。

※ 期限までに利用者負担額(保育料等)の納付がない方については、「甲賀市督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例」に基づき督促状を発し、**督促状1通につき100円の督促手数料を徴収します。**

利用者負担額(保育料等)は、大切なお子さんをお預かりするのに重要な費用です。
皆様のご理解、ご協力をお願いします。

23 子ども・子育て支援新制度における法定代理受領について

子ども・子育て支援新制度では、保護者への個人給付を基礎としていますが、施設型給付費等を確実に教育・保育に要する費用に充てるため、各施設が保護者に代わり市町村から受領する仕組みとなっています(法定代理受領)。各施設の公定価格は市ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

24 利用者負担額(保育料等)の減免について

◆兄弟姉妹同時入園の場合の減免について

市町村民税所得割額が57,700円以上(D2階層の一部～D8階層)の世帯で保育園児の兄弟姉妹が、2人以上同時に次の施設に在籍している場合は、2人目の利用者負担額が基準額の半額、3人目以降の利用者負担額が免除(0円)になります。

なお、甲賀市で在籍状況を確認できない場合は、在籍証明書の提出を依頼することがあります。

該当の方で適用されていない場合は、保育幼稚園課までご連絡ください。

- ・保育園、認定こども園(長時部、2・3号認定)、地域型保育事業所に在籍(認可・認定施設に限る)
- ・幼稚園、認定こども園(短時部、1号認定)に在籍(認可・認定施設に限る)
- ・特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に在籍または、児童発達支援・医療型児童発達支援を利用

◆ひとり親世帯・障がいのある方がおられる世帯に対する減免について

ひとり親世帯・障がいのある方(障害者手帳等をお持ちの方)がおられる世帯のうち、「利用者負担額基準額表(保育の利用)(18ページ参照)」の市町村民税所得割額が77,101円未満(C12階層～D3階層の一部)の方は、利用者負担額の減免を受けることができます(別途審査が必要です)。

減免を受けるには手続きが必要です。減免対象となる可能性がある方には、個別に通知します。

市町村民税均等割のみ課税世帯(C12階層)と市町村民税所得割額が77,101円未満(C22階層～D3階層の一部)の世帯は、1人目の利用者負担が一部減免されます(減免後の額は次ページの「利用者負担額基準額表」参照)。

また、保護者と生計を一にする入園児の兄・姉(年齢制限なし)がいる場合、2人目以降の利用者負担額が免除(0円)となります。

◆多子世帯に対する減免について

次の要件にあてはまる場合、利用者負担額の減免を受けることができます。

- (1)市町村民税所得割額が57,700円未満(C12階層～D2階層の一部)の世帯のうち、保護者と生計を一にする入園児の兄・姉(年齢制限なし)がいる場合、2人目以降の利用者負担額が免除(0円)となります。
- (2)市町村民税所得割額が57,700円以上97,000円未満(D2階層の一部～D3階層)の世帯のうち、保護者と生計を一にする入園児の兄・姉(年齢制限なし)が2人以上いる場合、3人目以降の利用者負担額が免除(0円)となります。

※ 「生計を一にする」とは、必ずしも同居していることを要件とするものではありません。たとえば勤務・修学・療養等の都合上別居し、余暇には生活を共にしている場合や、常に生活費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」とします。また、同一の家屋で暮らしておられる場合は、特段の事情がない限り、「生計を一にする」とします。

※ 年度を越えて利用者負担額を変更・減額・還付等することはできません。減免申請等は、今後ご案内する期限内に提出をお願いします。

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額基準額(月額) [単位:円]			
階層区分	定義	3歳未満児		3歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0
B2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
C1 2	市町村民税均等割のみ課税世帯 (所得割額のない世帯)	8,900 (3,800)	8,800 (3,800)	0	0
C2 2	48,600 円未満	15,000 (5,400)	14,800 (5,300)	0	0
D1	市町 48,600 円以上 54,600 円未満	18,000 (5,400)	17,700 (5,300)	0	0
D2	村民 54,600 円以上 60,600 円未満	20,800 (5,400)	20,500 (5,300)	0	0
D3	所得 60,600 円以上 77,101 円未満	24,000 (5,400)	23,600 (5,300)	0	0
	77,101 円以上 97,000 円未満	24,000	23,600	0	0
D4	割 97,000 円以上 169,000 円未満	36,000	35,400	0	0
D5	額 169,000 円以上 247,000 円未満	49,800	49,000	0	0
D6	課 247,000 円以上 301,000 円未満	50,800	50,000	0	0
D7	税 301,000 円以上 397,000 円未満	53,800	52,900	0	0
D8	世帯 397,000 円以上	69,900	68,800	0	0

- ※ 所得割課税額は、調整控除を除く税額控除(寄附金控除や住宅借入金等特別税額控除等)適用前の金額です。
- ※ 令和6年4月～8月分は「令和5年度市町村民税額」を、令和6年9月～令和7年3月分は「令和6年度市町村民税額」を基に算定します。
- ※ 年齢区分は、令和6年4月1日時点での年齢です。年度内に誕生日を迎えても、年齢区分は変わりません。
- ※ 保育標準時間、保育短時間の認定については、「保育認定と保育必要量について(7ページ)」をご覧ください。
- ※ ()内の金額は、ひとり親世帯・障がいのある方がおられる世帯に対する減免を適用した場合の額です。利用者負担額の減免についての詳細は、17ページをご覧ください。
- ※ 資料提出がない場合や、税申告されていない方など課税状況が判明しない場合は、利用者負担額を最高額「D8」に決定することがあります。

26 給食費(3～5歳児のみ)

【重要】以前は保育料に含まれていた「副食費」について、令和元年10月からの無償化の実施により、「実費徴収するもの」とされました。(3～5歳児のみ)

「主食費(ごはん等)」と「副食費(おかず等)」について実費徴収となります。

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		給食費(月額) [単位:円]	
階層区分	定義	主食費	副食費
A～D2の一部	57,700円未満 〔77,101円未満〕	施設が 定めた額	0
D2の一部～D8	57,700円以上	施設が 定めた額	施設が 定めた額

給食費の納付

① 公立園の場合

入園決定後に手続きいただいた口座から、毎月末日(土、日、祝日の場合は、その翌営業日)に振り替えます。

② 私立保育園・私立認定こども園・地域型保育事業所の場合

給食費は「各施設が定めた料金」を各施設へ直接納入していただきます。納入方法等は、利用する施設に確認してください。

◆兄弟姉妹同時入園の場合の減免について

兄弟姉妹が、2人以上同時に次の施設に在籍している場合は、3人目以降の副食費が免除(0円)になります。

なお、甲賀市で在籍状況を確認できない場合は、在籍証明書の提出を依頼することがあります。

該当の方で適用されていない場合は、保育幼稚園課までご連絡ください。

- ・保育園、認定こども園(長時部、2・3号認定)、地域型保育事業所に在籍(認可・認定施設に限る)
- ・幼稚園、認定こども園(短時部、幼稚部、1号認定)に在籍(認可・認定施設に限る)
- ・特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に在籍または、児童発達支援・医療型児童発達支援を利用

◆ひとり親世帯・障がいのある方がおられる世帯に対する減免について

ひとり親世帯・障がいのある方(障害者手帳等をお持ちの方)がおられる世帯のうち、市町村民税所得割額が77,101円未満(D3階層の一部まで)の方は、副食費が免除(0円)となります。

◆多子世帯に対する減免について

市町村民税所得割額が57,700円以上97,000円未満(D2階層の一部～D3階層)の世帯のうち、保護者と生計を一にする入園児の兄・姉(年齢制限なし)が2人以上いる場合、3人目以降の副食費が免除(0円)となります。



甲賀市立小学校通学区別保育園一覧



※住所からみた小学校区です。保育園等名は、3・4・5歳児の就学前のみの範囲を記載していますので、2歳児以下で対象とならない園の記載はありません。

※この通学区は目安です。住所等からお子さんが通う予定の小学校を確認してください。

小学校名	通学区	保育園等名
水口町	伴谷小学校	伴谷くじらこども園
	柏木小学校	柏木保育園
	綾野小学校	あいみらい保育園、水口北保育園、このつす園 認定こども園水口幼稚園
	貴生川小学校	貴生川認定こども園
	伴谷東小学校	伴谷くじらこども園、水口北保育園
	水口小学校	あいみらい保育園、水口北保育園、このつす園 認定こども園水口幼稚園
	大野小学校	大野保育園
	土山小学校	(仮)土山こども園 土山地域全域
	大原小学校	(仮)大原こども園、甲賀西保育園
	油日小学校	(仮)油日こども園 甲賀西保育園
甲賀町	佐山小学校	甲賀北保育園
	甲南第一小学校	(仮)認定こども園甲南幼稚園 (仮)レイモンド甲賀こども園
	甲南第二小学校	
	甲南第三小学校	
甲南町	甲南中部小学校	
	希望ヶ丘小学校	甲南希望ヶ丘保育園、甲南のぞみ保育園
	信楽小学校	(仮)信楽こども園、明照保育園
	雲井小学校	雲井保育園
信楽町	小原小学校	信楽地域全域
	朝宮小学校	朝宮保育園
	多羅尾小学校	信楽地域全域

【注意】この一覧の通学地域は「甲賀市立小学校通学区規則」に基づいています。

入園申込等における個人番号(マイナンバー)提示



と本人確認書類提示のお願い



子ども・子育て支援法施行規則の一部改正等により、保育園等入園申込書（兼支給認定申請書）および支給認定（現況）申請書等について、個人番号を提示していただくことが必要となります。

個人番号は、保育料算定・徴収および支給認定にかかる事務において利用します。提示していただくのは、保護者・入園を希望される児童・世帯員・同居の祖父母の原則全員となりますので、事前にご確認ください。

また、個人番号の利用手続きの際は、他人の成りすまし等を防止するため、本人確認を行います。

オンライン申し込みの場合、以下のマイナンバーカード等の画像データの添付が必要になります。

本人確認では・・・

- ① 正しい個人番号であることの確認（番号確認）と
 - ② 手続きを行っている方が個人番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）
- を行います。

本人確認書類の提示をお願いします。

- ① 番号確認 ※いずれか1つ
 - 1 個人番号(マイナンバー)カード
 - 2 通知カード
 - 3 個人番号付きの住民票または住民票記載事項証明書
- ② 身元確認 ※いずれかを必ず
 - 1 個人番号(マイナンバー)カード
 - 2 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書、その他〔顔写真付きで官公署または法人(勤務先等)から発行された身分証明書等〕から 1つ以上
 - 3 1または2がない場合は、健康保険の被保険者証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、年金手帳、その他〔官公署または法人(勤務先等)から発行された身分証明書等〕から 2つ以上

★本人確認を行うのは、申込者等となる保護者（父または母）です。

★祖父母等といった、保護者（父または母）以外の代理の方が申込書を提出する場合は、代理の方の身元確認ができるものをご準備ください。また、任意様式の委任状の提出を別途求めることがあります。

※個人番号（マイナンバー）については、支給認定手続きの際に必要となりますので、必ずご提示ください。

ご不明な点は、表紙の問い合わせ先までお尋ねください。

こうかにならぶ
甲賀忍者音頭

ニコニコニンニン ジャジャジャジャジャー(×2)

笑顔で☆



ふるさと甲賀 忍者のまちは
 豊かな自然 あふれてる
 鈴鹿の峰は 四季に映え
 野洲川の氷 キラキラと

(ソラソラソラソラ/ニコニコニンニン)



ニンニン甲賀は 自然の輝よ
 (ニコニコニンニン)みんなで踊りや 笑顔咲く
 子〜れドロンと(ドロンと) 笑顔咲く

ニコニコニンニン ジャジャジャジャジャー(×2)

たのしく!



ふるさと甲賀 忍者のまちは
 歴史と文化 誇ってる
 情緒漂う 街並に
 光る匠の 信楽焼

(ソラソラソラソラ/ニコニコニンニン)



ニンニン甲賀は 歴史の輝よ
 (ニコニコニンニン)みんなで踊りや 夢を呼ぶ
 子〜れドロンと(ドロンと) 夢を呼ぶ

ニコニコニンニン ジャジャジャジャジャー(×2)

元気よく!!



ふるさと甲賀 忍者のまちは
 恵みたわわに 実ってる
 稲穂の波は 揺れそよぎ
 茶の壺の縁 さわやかに

(ソラソラソラソラ/ニコニコニンニン)



ニンニン甲賀は 恵みの輝よ
 (ニコニコニンニン)みんなで踊りや 明日が来る
 子〜れドロンと(ドロンと) 明日が来る

ニコニコニンニン ジャジャジャジャジャー(×2)



今回、甲賀のお茶の産地甲賀忍者音頭をテーマに、お茶の産地「信楽茶園」・お茶の産地「お茶の産地」です。
 本をたくさん読みながら、忍者の修行をしている、お茶の産地「お茶の産地」です!

